

子育て世帯臨時特例給付金に関する 全国説明会資料

- この資料は、昨年 12 月にお送りした事務連絡等の内容を基に作成したものです。
- 内容については、今後の検討によって変更があり得ます。
- 今後、地方公共団体の御意見等を伺いながら、整理してまいります。

平成 26 年 1 月 10 日（金）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

目 次

I 子育て世帯臨時特例給付金の概要

1. 経緯	2
2. 給付金の概要	2
3. 支給対象者	3
4. 対象児童	3
5. 給付額	5
6. 支給手続	5
7. 予算	8
8. 広報	9

II 今後のスケジュール・準備作業

1. 全体的なスケジュール	13
2. 支給手続の準備	15
3. 予算の準備	17
4. 広報の準備	19

III 参考資料

参考資料 1	子育て世帯臨時特例給付金について	21
参考資料 2	子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の給付対象 のイメージ	27
参考資料 3	子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の関係	28
参考資料 4	簡素な給付措置（臨時福祉給付金）	29
参考資料 5	子育て世帯臨時特例給付金発出事務連絡等一覧	35

I 子育て世帯臨時特例給付金の概要

1. 経緯

(1) 「好循環実現のための経済対策」(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)

「消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう…、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる」とされ、子育て世帯臨時特例給付金(子育て世帯に対する臨時特例給付措置)の実施が盛り込まれた。

(2) 子育て世帯に対する臨時特例給付措置に関する関係閣僚打ち合わせ(平成 25 年 12 月 6 日)

「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」が関係大臣の間で確認され、厚生労働大臣が、総務大臣及び財務大臣の協力を得て、具体化の作業を進めることされた。

(3) 平成 25 年度補正予算案(第 1 号)(平成 25 年 12 月 12 日閣議決定)

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、総額 1,271 億円の給付措置(事務費を含めると、1,473 億円)を行うことされ、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行うこととされた。

2. 給付金の概要

(1) 名称

子育て世帯臨時特例給付金(以下「子育て臨時給付金」という。)

(2) 趣旨

消費税率引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものである。また、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金(簡素な給付措置)と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

(3) 実施主体

市町村(特別区を含む。)

(4) 支給対象者

(6) の基準日における平成 26 年 1 月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者であって、その平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たないものを基本とする。

(5) 対象児童

(4) の支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当(特例給付を含む。)の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除く。)を基本とする。

(6) 基準日

平成 26 年 1 月 1 日（臨時福祉給付金の基準日と同日）

(7) 給付額

(5) の対象児童 1 人につき 10,000 円

(8) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

3. 支給対象者

○ 支給対象者は、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）において、以下の条件を満たした者とする。

- ①平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であり、
- ②平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者

○ ただし、以下の場合については、平成 26 年 1 月分の児童手当受給者ではないが、子育て臨時給付金の支給対象者とする。

(1) 平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童を養育する場合

○ 平成 26 年 1 月 1 日に児童が生まれた者については、同月分の児童手当を受給していなくても同年 2 月分の児童手当の受給者であり、その平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者である場合には、支給対象者に含めることとする。

(2) 基準日において支給対象者の要件に該当していた者が死亡した場合

○ 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）において子育て臨時給付金の支給対象者の要件に該当していた者が支給決定までの間に死亡した場合、その者の死亡後に児童を養育する配偶者等に対して支給する方向で検討中。

(3) 配偶者からの暴力を理由に避難している場合

○ 配偶者からの暴力を理由に避難している者（DV 被害者）が児童を養育しており、保護命令が出ている等一定の要件を満たす場合には、実際に児童を養育している DV 被害者に対して子育て臨時給付金を支給することができるよう、児童手当制度における既存のスキームを活用する方向で検討中。

4. 対象児童

(1) 基本的な考え方

○ 対象児童は、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）において、以下の条件を満たした者とする。

①支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童であり、

②臨時福祉給付金の対象者でなく、

③生活保護制度内で対応される被保護者等でない者

※ 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象となる。

○ ただし、平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童については、3 の（1）のとおり、同年 2 月分の児童手当の対象であって、上記②③の要件を満たす場合には、子育て臨時給付金の対象とする。

○ 他方、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）から支給決定までの間に死亡した児童については、上記の要件を満たす場合であっても、子育て臨時給付金の対象外とする。

（2）臨時福祉給付金の対象となる児童

子育て臨時給付金は、消費税率の引上げに伴う影響の緩和という点が臨時福祉給付金と共通することを考慮し、臨時福祉給付金の対象となる児童については、子育て臨時給付金の対象外とする。

（参考）臨時福祉給付金の対象者

平成 26 年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いたもの。

- ・市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
- ・生活保護制度内で対応される被保護者等

（3）生活保護制度内の被保護者等

①生活保護制度の被保護者

○ 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における生活保護制度の被保護者については、平成 26 年 4 月に消費税率の引上げによる負担増の影響分を織り込んで保護基準の改定を行うことを予定しているため、子育て臨時給付金の対象外とする。

※ 臨時福祉給付金と同様の取扱い。

○ ただし、以下の者については、子育て臨時給付金の対象児童となり得る。

・基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に保護停止中の者

・平成 26 年 1 月 2 日から 3 月 31 日までに保護が廃止又は停止となった者

②生活保護制度の被保護者と同様に子育て臨時給付金の対象外とする者

- 生活保護の基準の例による給付が行われている以下の者についても、子育て臨時給付金の対象外とする。
 - ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
 - ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
 - ・ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者

(4) その他

- 臨時福祉給付金については、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に児童福祉施設等に入所等している児童手当の対象となる児童については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととするため、他の給付要件を満たす場合には、その児童に臨時福祉給付金を支給する。
- このため、上記の児童については、基本的には子育て臨時給付金の対象とはならないが、詳細については、追ってお示しする。
- 平成 26 年 1 月 2 日以降に児童福祉施設等に入所等した児童手当の対象となる児童については、その児童の基準日（平成 26 年 1 月 1 日）の扶養者が課税されている場合等は子育て臨時給付金の対象となり得るが、詳細については、追ってお示しする。

5. 給付額

- 消費税率引上げに際し子育て世帯への影響を緩和する等の観点から実施するものであり、臨時福祉給付金の給付額を参考に、対象児童一人につき 10,000 円とする。
- なお、今回の給付措置は、臨時特例的に行うものであり、1 回限りで支給する。

6. 支給手続

(1) 申請受付開始日及び申請期限

- 子育て臨時給付金の支給申請は、各市町村において準備が整い次第受け付けることとなり、各市町村の規模、実情等に応じて申請受付開始日を設定する。なお、臨時福祉給付金の対象となる児童は子育て臨時給付金の対象とはならないため、臨時福祉給付金の申請受付開始日と同時期に設定することが想定される。
 - ※ 例えば、臨時福祉給付金の支給要件に該当する児童について、子育て臨時給付金の申請があった場合、臨時福祉給付金の対象となる旨を教示し、その申請を勧奨するケースが想定される。
- 申請期限は、臨時福祉給付金における取扱いを踏まえ、子育て臨時給付金についても、申請受付開始日から 3 か月とすることを基本とする。ただし、各市町村の規

模、実情等によってこの期限で対応しがたい場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができることとする。

(2) 申請手続

- 支給対象者からの申請は、原則として、基準日（平成26年1月1日）における当該支給対象者の住所地の市町村に対して行う。
 - ※ DV被害者であって、住所地以外の市町村で平成26年1月分の児童手当受給者となっている者については、子育て臨時給付金についても、児童手当を支給している当該住所地以外の市町村で申請を受け付け、支給することとする。
- 申請方式については、窓口申請方式や郵送申請方式が考えられるが、子育て臨時給付金は児童手当受給者を対象としたものであることから、各市町村での児童手当の請求方式に準じて取り扱って差し支えない。
- 申請書の様式例は追ってお示しする。
- 申請書では、子育て臨時給付金の支給審査に当たって、申請者や対象児童の税情報等を確認することや、必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることについて、申請者等から同意を得ることとする。

(3) 審査

- 支給審査の基本的流れ（イメージ）については以下のとおり。

申請受付

郵送や窓口で申請を受け付ける。

- ✓ 申請者が、以下のいずれかの者であることを確認する。
 - ・平成26年1月1日における同月分の児童手当（特例給付を含む。）受給者（1月1日時点の児童手当受給者リストを活用）。
 - ・平成26年1月1日生まれの児童について、同年2月分の児童手当を受給することとなる（1月中に認定請求を行う）者
 - ・公務員（国家公務員、地方公務員）であり、所属庁で児童手当を受給している者（その市町村内に平成26年1月1日に住所を有し、かつ所属庁による証明書により平成26年1月分の児童手当の受給者であることを確認）
- 平成26年1月2日以降に生まれた児童について、子育て臨時給付金を受給しようとする者 → 本給付の支給対象者の要件を満たさない
- 児童手当の認定請求をしていない、認定請求を却下されたなどにより、平成

26年1月分の児童手当受給者ではない者 → 本給付の支給対象者の要件を満たさない

※ なお、そもそも平成26年1月1日時点で他の市町村に住所があり、児童手当受給者リストに掲載されていない者等については、申請先は同日時点の住所地の市町村となるため、当該者から申請があった場合は、その旨を教示する。

✓ 申請者の平成25年の所得^(※)が児童手当所得制限限度額未満であることを確認する。

※ 「所得」は、児童手当制度における所得の範囲及び所得額の計算方法の例による

➤ 所得制限限度額以上 → 本給付の支給対象者とならない

✓ 申請書に記載のある児童が平成26年1月1日時点で生活保護制度の被保護者等に該当しない者であることを確認する（生活保護制度の被保護者等のリストを活用）。

➤ 平成26年1月1日時点で生活保護制度の被保護者等（保護停止中の者を除く。）に該当し、かつ、同月2日から3月31日までに保護が廃止又は停止されていない者である場合（→本給付の対象児童ではない）。

➤ 平成26年1月1日時点で生活保護制度の被保護者等に該当するが、その後同月2日から3月31日までに保護が廃止若しくは停止となった者又は同年1月1日時点で保護停止中の者である場合（→本給付の対象児童となり得る）。

※ なお、「国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者」及び「ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者」の方に対しては、都道府県及び国から、今回の給付の対象外になる旨を事前に説明し、理解を得ることで、市町村における確認作業は不要とすることを検討中。

✓ 申請書に記載のある児童の扶養者^(※)について、平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されているかを確認する

※ 当該児童を扶養親族等とする者をいう。扶養親族等の範囲は臨時福祉給付金と同様とする。なお、年齢16歳未満の年少者は、扶養控除の対象とはならないが、扶養親族に該当することに留意が必要。

➤ 扶養者が課税されていない者である場合（→本給付の対象児童ではなく、臨時福祉給付金の支給対象者となるので、そちらへの申請を勧奨する）

➤ 扶養者が課税されている者である場合（→本給付の支給対象児童、支給決定へ）

支給決定・支払

- ✓ 対象児童 × 1 万円の額を支給決定

(4) 公務員（国家公務員、地方公務員）に係る留意事項

① 子育て臨時給付金における公務員の取扱い

- 子育て臨時給付金については、市町村が地域住民に一元的に支給することとし、公務員の支給対象者についても、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で住民登録のある市町村において支給する取扱いとした。

② 公務員の支給対象者への支給事務について

- 公務員の児童手当受給者情報を住所地の市町村は把握していないことから、当該公務員が所属する所属庁が子育て臨時給付金の支給対象者となり得る職員に対して、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点でその者が児童手当受給者であることや支給対象児童の氏名等について証明書を発行し、住所地の市町村への申請時に当該証明書を添付することなどにより、支給事務が円滑に処理されるような方法をとる予定である。
- また、支給対象となり得る公務員の児童手当受給者に対する子育て臨時給付金の申請勧奨については、一義的には所属庁が行い、申請漏れが発生しないよう取組を促す予定である。
- 所属庁における、これらの事務の具体的な実施方法については、別途各所属庁担当課室あてにお示しする予定である。

7. 予算

- 子育て臨時給付金は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和する等の観点から臨時的に実施するものであり、支給開始時期は臨時福祉給付金のスケジュールを踏まえつつ、各自治体において準備が整い次第支給をお願いしたい。
- 子育て臨時給付金関連予算は総額 1,473 億円であり、各予算科目の内訳は下記のとおり。

(項) 臨時福祉給付金等給付事業助成費

(目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 1,271 億円（公務員分を含む）

(目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金 200 億円

(内訳) 都道府県 1 億円

【対象経費】

・ 超過勤務手当

・ 管理職員特別勤務手当

・ 共済費	・ 賃金職員
・ 職員旅費	・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）
・ 役務費（通信運搬費等）	・ 使用料及び賃借料

（内訳）市町村 199 億円

【対象経費】

・ 超過勤務手当	・ 管理職員特別勤務手当	・ 共済費
・ 賃金職員	・ 報償費	・ 職員旅費
・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、高熱水費等）		
・ 役務費（通信運搬費、手数料、広告料等）		・ 委託料
・ 使用料及び賃借料	・ システム改修費	

※その他、国の事務費として2億円を計上している。

- 補助率：給付費、事務費ともに全額国庫負担（10/10）

8. 広報

- 広報については、今回の子育て臨時給付金の支給対象者の特性を踏まえ、支給対象者の注意を的確に喚起し、申請につなげる一方で、対象外の方に混乱が生じないように、国と地方公共団体の双方で効果的な広報を実施していく必要がある。
- 現時点で考えられる国及び地方公共団体における対応の具体的な内容は以下のとおり。

（1）国における対応

国においては、以下の取組により、全国規模で子育て臨時給付金に関する一般的な内容の周知広報について、臨時福祉給付金と一体的に実施することとしている。

実施予定の広報（案）

1. メディアを活用した一般国民向け広報の実施

- ・ 新聞広告
- ・ インターネット広告
- ・ テレビCM

2. 特設ホームページの構築・運用

- ・ 両給付金の制度概要
- ・ 各市町村の申請書請求（ダウンロード）機能

3. コールセンターの設置・運営

- ・ 問合せや苦情への対応（制度・手続きの説明、申請先の案内）

4. 普及啓発用ポスター及びリーフレット（参考例）の作成

- ・ 両給付金の制度概要

（２）地方公共団体における対応

①住民に直接申請を促す方法

住民に直接申請を促す方法として、各市町村の規模、実情等に応じて、以下の取組が考えられる。

（取組例）

i) 子育て臨時給付金に関するチラシ等の全戸配布

住民全員に対し、チラシ等を配布する。なお、臨時福祉給付金についても、同様の配布方法が想定されることから、両給付金のチラシ等を一体的に配布することが考えられる。

ii) 児童手当受給者への現況届様式送付時の申請書等の同封

現況届様式送付時の児童手当の受給者に対して現況届を送付する際に、子育て臨時給付金の申請書やチラシ等を同封する方法が考えられる。また、児童手当の受給者であっても、その対象児童が臨時福祉給付金の支給要件を満たす場合には、当該児童手当受給者に子育て臨時給付金は支給されず、その対象児童に臨時福祉給付金が支給されることとなるため、両給付金の申請書やチラシ等を同封する方法も考えられる。

※ 個人情報の取扱いや、必要となる準備作業については、Ⅱの４（P19）を参照。

※ 基準日（平成26年1月1日）時点では児童手当の受給者であったが、現況届送付時点では児童手当の受給者ではない者（対象児童が中学校を修了した場合等）については、現況届が送付されないため、別途申請書を送付する等の対応を行うことが考えられる（個人情報の一般的な取扱いを踏まえ、実施することが必要。）。

※ 同封物については、各地方公共団体における個人情報の一般的な取扱いを踏まえた上で

決定されることとなるが、例えば、チラシを同封することや、申請書を同封することが考えられる。

②一般的な周知方法

各市町村での申請開始時期、手続等を一般的に周知する方法として、各市町村の規模、実情等に応じて、以下のような取組をお願いしたい。

(取組例)

- ・ 一般的広報（各市町村の広報誌等）
- ・ 行政機関及び児童福祉関係施設等におけるポスター・リーフレットの設置
- ・ 専用ホームページの開設（各市町村における申請開始時期、申請手続、連絡窓口等）
- ・ 専用ダイヤル、コールセンターの設置（各市町村における申請手続、個別の申請処理状況の照会等に対応） 等

Ⅱ 今後のスケジュール・準備作業

1. 全体的なスケジュール

- Iの子育て臨時給付金の概要に基づき、国及び地方公共団体で想定される準備作業の流れを整理すると、次ページの表のとおりとなる。

- なお、厚生労働省においては、子育て臨時給付金と臨時福祉給付金に係る検討を一体的に進めることとしており、各地方公共団体におかれても、両給付金の担当部局の間で十分に連携を図り、支給に関する準備を進めていただくことをお願いしたい。

工程表

全体の動き	都道府県	広報	市町村における事務作業	予算ほか
※国から随時Q&A等を発出 12月12日：H25補正予算案閣議決定 12月20日：事務次官通知発出 1月1日：支給基準日※住民税の賦課期日 1月10日：全国説明会①	※補助金交付事務の委任を検討 ○ 市町村向け説明会の開催等	○ 子育て世帯臨時特例給付金に関する広報 <住民に直接申請を促す方法> チャレンジ等の全戸配布、児童手当現況届送付時の申請書の送付等 <一般的な周知> 一般の広報、ポスター・リーフレットの設置、専用HPの開設、専用ダイヤル、コールセンターの設置等	○ 1月1日時点の児童手当受給者、生活保護の被保護者等のリストの作成等 ○ 申請書の作成及び印刷・受付及び審査体制の確保	○ 予算計上 (H25補正予算・H26当初予算)【2・3月議会】 ○ 補助金の申請手続等 (H25・H26予算分)
○ 全国説明会② (簡素な給付措置支給業務室と合同開催) ○ H25補正予算 ○ 交付要綱の発出	○ 子育て世帯臨時特例給付金に関する広報 ○ 補助金の交付手続等	○ 申請内容の審査・決定・支払 ○ 申請の受付 ○ 申請書の配布		

※ 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。また、事務作業については、各市町村の規模、実情等に応じて実施することになる。

※ 広報や支給手続等については、臨時福祉給付金の担当部局と一体的に実施することが考えられる。

2. 支給手続の準備

(1) 支給審査に関する準備作業について

○ 支給審査に関する準備作業については、現段階で想定されるものとして、以下の作業が必要となる。

※ 「子育て世帯臨時特例給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」(平成 25 年 12 月 26 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局子育て世帯臨時特例給付金支給業務室事務連絡) 参照

	支給審査	準備作業
児童手当受給者関係	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が平成 26 年 1 月 1 日における同月分の児童手当(特例給付を含む。)受給者であることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 1 月 1 日における同月分の児童手当受給者、支給対象児童のデータを保存、リストを作成する。なお、同日以降に児童手当の認定を受け、同月分の児童手当受給者となった者及びその支給対象児童のデータについても、随時リストに追加する。 (1~2月頃)(※1)
住民基本台帳関係	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が公務員である場合について、当該者が申請した市町村の平成 26 年 1 月 1 日時点の住民であることを確認。 申請者が平成 26 年 1 月 1 日生まれの児童を養育する者である場合について、当該者が申請した市町村の平成 26 年 1 月 1 日時点の住民であることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳のデータを保存、リストを作成する。なお、基準日現在の住民基本台帳の情報に基づき作成するものであるため、同日以降に届け出て基準日現在の住民基本台帳に記録された者についても、リストに反映する。 (1~2月頃)(※2)
生活保護受給者等関係	<ul style="list-style-type: none"> □ 対象児童が平成 26 年 1 月 1 日時点で生活保護制度の被保護者等(生活保護受給者又は中国残留邦人等に対する支援給付の受給者)に該当しない者であることを確認。 対象児童が平成 26 年 1 月 2 日から同年 3 月 31 日までに保護が廃止又は停止になった者に該当するかを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 1 月 1 日時点の生活保護受給者、中国残留邦人等に対する支援給付の受給者のデータ及び同年 1 月 2 日から同年 3 月 31 日までに保護が廃止又は停止された者(*)のデータを保存、リストを作成する。必要に応じて、都道府県は、受給者の情報を市町村に提供する(中国残留邦人等に対する支援給付については、対象児童がいないことを確認した場合には、リスト作成及び提供は不要)。これ

		<p>らリストについては、臨時福祉給付金の支給の準備作業で作成するリストと同様のものであり、両給付金のリストについて同時に作成することも考えられる。</p> <p>(1～2月頃、*は随時)(※3)</p>
市町村民税関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満であるかを確認。(※4) ・ 対象児童の扶養者について、平成 26 年度分の市町村民税(均等割)が課税されているかを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書で、申請者(及び対象児童の扶養者)から、今回の給付事務のために当該申請者(及びその扶養者)の税情報を市町村が利用することの同意を得ることを前提で、)申請者の平成 25 年の所得及び対象児童の扶養者の平成 26 年度分の市町村民税(均等割)の課税状況について、課税台帳で確認できるようにする(税務部局以外の職員が確認を行う場合には、同意を得ていない者の税務情報を閲覧できないようにするなど、地方税法上の守秘義務違反の問題が生じないように適切な措置を講ずる。)

※1：児童手当受給者等に関する情報を子育て臨時給付金支給業務のために利用すること及び当該情報を子育て臨時給付金担当課に提供することについては、当該市町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続(個人情報保護審議会への諮問等)を行うこととなる。

※2：住民基本台帳に関する情報を子育て臨時給付金支給業務のために利用すること及び当該情報を子育て臨時給付金担当課に提供することについては、住民基本台帳法第1条に「住民に関する事務の処理の基礎とする」と定められており、各市町村の個人情報保護条例の規定にかかわらず同条の規定により可能である。

※3：被保護者及び支援給付の受給者に関する情報を子育て臨時給付金支給業務のために利用すること及び当該情報を他の地方公共団体又は子育て臨時給付金担当課に提供することについては、それぞれの業務を適正に実施するために必要であることから、本来業務の範囲内と考えられ、各地方公共団体の個人情報の取扱いに関する手続は必要ない。

※4：申請者の平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満であるかの確認方法については、児童手当の事務処理等も踏まえ、効率的に実施できる方法を検討中。

(2) 施設入所等児童及びDV事例に係る準備作業について

施設入所等児童及びDV事例に係る準備作業については、追ってお示しする。

3. 予算の準備

(1) 給付費及び事務費の算出について

- 給付費については、各市町村において対象児童の適切な把握に努められたい。なお、支給対象児童数の把握が困難な場合、以下の例により算出して差し支えない。

地方公共団体における算出例

- ① 基準日（平成26年1月1日）時点の児童手当支給対象児童数
- ② ①のうち課税対象者に扶養されている児童割合の目安（80%）
※臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除く
- ③ 児童手当における特例給付対象児童数
- ④ 安全率（1.1）

※児童手当の実績割合に、公務員分を勘案したもの

- ⑤ 支給額1万円

に基づき、

$$(\text{①} \times \text{②} - \text{③}) \times \text{④} \times \text{⑤} = \text{交付申請額}$$

※地方公共団体において②が正確に把握することができる場合は、

$$(\text{②} - \text{③}) \times \text{④} \times \text{⑤} = \text{交付申請額} \quad \text{として差し支えない。}$$

- 事務費については、自治体における給付事務に必要なと見込まれる経費を計上されたい。

①都道府県に対する補助対象経費の例

- ・市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・全国説明会への出席旅費
- ・補助金執行事務に要する人件費
- ・広報経費

②市町村における補助対象経費の例

- ・ 審査事務等に要する人件費
[申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計 など]
- ・ 申請書等の発送費用
[申請書送付料、支給決定通知送付料 など]
- ・ システム改修（開発）費
[既存システムの改修又は新規システムの開発 など]
- ・ 電話照会対応に要する経費
[電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用 など]
- ・ 口座振込手数料
- ・ 広報経費
[広報誌掲載費、チラシ等作成費 など]
- ・ その他
[支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料 など]

（留意事項）

上記①、②の対象経費については、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）第 2 章Ⅳ「低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和」に定める「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」の事務に係るものであれば、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の対象として差し支えないものである。

（2）地方公共団体における予算計上について

- 地方公共団体における予算計上については、実際の支給事務スケジュール（支給開始時期）は、各自治体の規模、実情等により異なると想定されることから、具体的な計上時期は、例えば、
 - ・ 給付費については、平成 25 年度内に給付することが見込まれる分を平成 25 年度補正予算に計上し、その他を平成 26 年度当初予算に計上、
 - ・ 事務費については、一部を平成 25 年度補正予算に計上し、その他を平成 26 年度当初予算に計上、することが考えられる。

（3）都道府県に対する事務委任について

- 子育て臨時給付金に係る国庫補助金の執行に当たっては、都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部を委任することについて、「補助金等の交付の事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の事前協議について」（平成 25 年 12 月 26 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局子育て世帯臨時特例給付金支給業務室事務連絡）により事前協議をお願いしているところである。

- 本給付制度の円滑な実施の観点から、何卒ご協力を賜りたい。

4. 広報の準備

- 広報に関する準備作業については、各市町村において、その規模、実情等を踏まえた広報の実施形態に応じて作業内容等が異なってくるが、例えば、以下のような方法が考えられるため、必要に応じ、準備をお願いしたい（Iの8の（2）（P10）参照）。

（1）子育て臨時給付金に関するチラシ等の全戸配布

住民全員に対し、チラシ等を配布する場合には、以下の準備作業が考えられる。

- ・ 臨時福祉給付金のチラシ等一体的に配布する場合には、必要に応じ臨時福祉給付金担当課との調整
- ・ チラシ等配布物の内容の検討
- ・ チラシの印刷等
- ・ （配布物の内容に関する問合せに対応するための）専用ダイヤルの設置、専用ホームページの開設（臨時福祉給付金との合同設置等も考えられる） 等

（2）児童手当受給者への現況届様式送付時の申請書等の同封

現況届様式送付時の児童手当の受給者に対して現況届を送付する際に、子育て臨時給付金の申請書を同封する場合には、以下の準備作業が考えられる。

- ・ 児童手当の受給者及び支給対象児童に関する情報の利用に当たっては、各市町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続（個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該市町村の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続）。

※ 「子育て世帯臨時特例給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」（平成25年12月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局子育て世帯臨時特例給付金支給業務室事務連絡）参照。

- ・ 児童手当担当課及び臨時福祉給付金の申請書等を同封する場合には、必要に応じ臨時福祉給付金担当課との調整
- ・ 申請書等同封物の内容の検討
- ・ 同封物の印刷、同封等の作業の委託手続
- ・ （同封物の内容に関する問合せに対応するための）専用ダイヤルの設置、専用ホームページの開設（臨時福祉給付金との合同設置等も考えられる） 等